

史料報

第 18 号

昭和48年 3 月

マイクロフィルム化史料の管理と利用

原 島 陽 一

史料をマイクロフィルムに収録する事例は、各種の要因が重って、近年ますます増加の傾向にある。当館がこれまでに収集したマイクロフィルム史料は、まだ六〇〇リール程度に過ぎないが、ここ数年の前年比の増加率は三〇〜四〇%であつて、今後もしばらくは、この情勢が続くと考えられる。一方、当館所蔵の史料について、各地の図書館などからマイクロ化を申請される例も、このところ目立って増加している。

このように、史料のマイクロフィルム化が年ごとに増加の傾向にあることは、誰の目にも明らかなのであるが、それから生じる諸問題への取り組み方は必ずしも十分とはいえないようにみえる。例えば、収集したマイクロフィルム（以下M・Fと略

記する）を、どう管理したらよいかという方策や、M・Fの再利用に関する方針など、何れも緊急に解決しなければならぬ問題が、未解決であつたり、時には未着手のまま残されていることが多いように思える。当館でも遅まきながらこれに気付いて、その調査検討の中間報告を本誌第一号に発表したが、それから三年近くが過ぎたというのに、事態はそれほど好転してはいない。この現状は、この問題に対する当館の取り組み方が十分でないこともあるだろうが、その背景には、M・Fを所蔵している各機関が、それぞれに当面の疑問なり解決策なりをもちながら、それらが各機関での共通した問題として扱えられていないことが原因となつているようにも思われる。

目次

マイクロフィルム化史料の管理と利用……………原島陽一……………(1)	役割……………能嶋絃一……………(6)
農村文書(三)——年貢割付と皆済目録……………大野瑞男……………(4)	行政資料について……………渋谷哲成……………(8)
博物館における文書館としての……………弘……………(9)	近世史料目録の調査……………格……………(9)
……………(4)	新取史料紹介……………(3)・(10) 兼報……………(12)

そこで、改めてM・Fに関する問題のいくつかを提起して、M・Fに対する関心が高まることを期待したいのである。

いささか旧聞に属するが、昭和二七年八月の日本経済新聞によれば、「書籍でない」と差押えの見出しつきで、PBリポートのM・Fを民間輸入しようとしたところ、M・Fは書籍でなく単なるフィルムであるから三割の輸入税(書籍は無税)と特別の輸入手続が必要だと主張して、税関が二カ月にわたつて差押えている旨を報じている。M・Fというものが一般に知られるようになったのはPBリポートあたりが先駆だったし、史料館でM・Fの機械を導入しようとした時もPBリポートを見学している。右の記事の中でも、マイクロ・フィルムの下へ(各ページを写真撮影したフィルムライカフィルム程度)と注をつけて説明する必要があつたわけである。性格や機能もわからぬM・Fを前に、関係

者が判断しにくかつた事情は、十分理解できる。

だが、何も往時を回想するため古新聞の切抜きを引用したのではない。色の変つてしまつた切抜きをみて考えたのは、たしかに、M・Fという用語自身は誰でも知つていられる普及したが、事の本質がどれだけ進展したかを考えたからであらう。M・Fを「単なるフィルム」にすぎないと暴言する人は、さすがにいなかつたろうが、M・Fを会計上の備品か消耗品かの何れに決めるべきかと、口角泡をとばしている人は今でもいる。両者に本質的な差異がないことは、M・Fの内容ないし性格をそつちのけにして、不毛の議論をして共通的な点を見れば足りよう。それだから、消耗品を特製のスチールロッカーに納めた上、丁寧に保管するという滑稽な矛盾を、大真面目に実行しながら、その不思議さに気付かないことになるのである。

この意味では、前の新聞記事で、差押えに反対している側の言い分が、「米国でもユネスコでもM・Fは書籍だと認めている」という仮りの論法なのも、本質的な進展を期待しにくい。要は、対象物の理解の有無にかかっている。M・Fを見たことも、使うこともない人が、外見から判断しようとしても、それは無理なわけである。実際に撮影に関与し、利用して、M・Fの性格を把握すれば自ら取扱い方も決めるのではなからうか。因みに、当館では現在のところM・Fは特殊な形態の史料と考え、原則的にはナマの史料と同等に取扱ってもらっている。これは誠に喜ばしいことと考えている。

M・Fを特殊な形態の史料とみなすことが許されるとしても、それは「特殊な形態」を背負った宿命児である。例えば、M・Fの保管には、15度C・40%という温湿度管制が必要なのである。M・Fによる収集とその活用を施策の中に取り入れるならば、右の条件を満たす保管場所を用意するのは当然であろう。が、現実にはそうではない。必要な施設が満されない理由はいろいろだが、その中に15度C・40%の数値を値切ろうとする傾向のあるのは見過すこと

ができない。この場合にも、M・Fを少しでも完全な形で長年月保存しなければならぬという前提は無視され、目先の経費の僅かな節約のために温湿度管制の数値を理想的に過ぎると断定してしまう性急さがみられる。

「特殊な形態」は撮影完了後の問題だけには止まらない。撮影の時点でも多くの特殊な注意が必要である。多様な形態をもつ近世史料は、ナマ史料の場合にも、その保存に完全を期すことは困難であるが、M・F化するには一層の難問が出てくる。書込みや貼紙、裏書と裏印、墨書と朱書の区別など史料の取扱い上の問題と撮影技術に関するものがあって、どれをとってみても難問である。かつて各地に所蔵される近世史料の全部をM・F化しようという意見が出されたことがあったが、史料のM・F化に従事したものとっては、その部分的な実現すら気の遠くなるような話であった。

以上の、やや技術的な問題とは別に、M・Fが複製物の一つであることから生じる基本的な問題もある。それはM・Fが、原史料ないし原史料所蔵者に対してとるべき位置または性格である。同じことは、影写本

や複製出版物にも共通して起るのであるが、M・Fがそれらに対して比較的簡単に作成されることと、史料のM・F化が原史料の保存のためよりは寧ろM・Fによる再利用を目的としているところに、この問題のむつかしさがある。

何にしても、史料のM・F化には多くの未解決分野があり、その解消のためには関係者の実質的な検討が必要だと考えている。

最後に参考として、当館で使用しているM・F用の目録用紙とラベルの形式を掲げておく。

所 属	史料 No.
--------	-----------

国立史料館

↑ フィルム貼付用ラベル 原寸大、アスチック使用
所属欄は文書名、史料Noは下掲の目録の第三欄の番号、下欄は、文書名の記号とリールNoを(例、F2201-15)記入する。

↓ マイクロフィルム用史料目録用紙 B5横版
第一欄はリールNoを、第二欄はプリント製本Noを記入するのを原則とする。

史料番号	表 題	年 代	形態	数量	コマ	摘 要

国立史料館史料目録用紙 (B)

近世史料目録の調査

全国に散在する近世史料の所在調査を進める作業の前提として、各地の諸機関などで作成された多くの近世史料目録を、全国的体系的に収集することは、かねてから当館の業務の一つとして計画していたことであるが（本誌第二二号参照）、本年度予算に僅かながらこれが計上されたので、その事業報告をかねて、関係者のご協力をお願いする次第である。

既調査の近世史料目録を収集し始めてみると、それらがどれだけ作成されて来たか、その実態さえつかみきれないのが現状である。当館では近世史料目録の収集計画を準備するに当って、昭和四五年度に各都道府県立の中央図書館、文書館等のご協力によって、既調査の近世史料目録の所在確認を行なった。その時の調査では、史料目録類で当館が所蔵するもの五七〇点、ご協力各館からご教示いただいたものが、このほかに五四六点であった。（何れもシリーズ形式のものは一点に数えたので、冊数ではない）

史料目録の一覧としては、例えば『日本地方史誌目録総覧』（国立国会

図書館参考書誌部編、昭和四五年二一

月末迄の分を収録）があるが、同書に収録されている八〇〇点余の目録から特殊な文献目録などを除くと、当館が収集の対象とすべき目録は実際には六五〇点程度となる。このうち約半数は当館が既に所蔵しており、地方の各館からのご指摘分と合せれば、約五三〇点が確認できる。これに対し、地方の各館から報告された

五四六点のうち三三三点は右の『総覧』にも未収録である。このほかに各県市町村史誌の編纂過程で作成されながら、当館が確認できないでいる目録は相当量に達すると推測される。近世史料目録の収集整備そのものが、考えるほど簡単でない。ことに孔版で報告書をかねた形の目録は、コピーによる収集に頼らざるを得ないのも難点の一つである。

今年度は、約五〇冊の目録をご寄贈または購入により受入れ、入手不可能の二八冊を複写コピーで補充するに止った。来年度以降も充実に努力する予定であるが、お気付の目録をご連絡下さるようご協力をお願い申上げる。

昭和四七年度 新収史料紹介 (三)

受託史料

伊達家 小野家文書
家中

本文書は、仙台伊達家の家中小野家に伝えられたもので、同文書の現在の所蔵者である釘宮藤子氏のご好意によって、このたび当館が寄託をうけたものである。ここに誌上をかりて釘宮氏に対して深甚の謝意を申上げる。

小野氏は、成清の代の承応元年に伊達家に仕え、以後代々世襲して維新に及んだ。維新時の当主成信（天保十二生—明治四十没、莊五郎、号書崖）は、露人ニコライの来日とともにその教化をうけ、後に入信して仙台ハリストス正教会の初代代表を勤めるなど、日本におけるギリシア正教の創設・布教に加った一人として名がある。なお、寄託者の釘宮氏は莊五郎の嫡男（故人）の夫人であった縁故により、本文書の保存に留意されて来たものである。

本文書の大部分は、右の成信とその父成裕（文化四生—文久元没）とが、役職上の必要から書写した番組・監察関係の被仰渡書を始めとして、父

子が修学した弓術や銃術などの武術軍学に関する写本、これと関連する小笠原流の躰方諸礼書などである。武芸に関しては伝授の目録などもあり、また漢詩文の写本や草稿、茶道関係の写本もあって、陪臣家の史料としてのみならず、後に司教となった小野莊五郎の思想形成をうかがう史料としても興味あるものとい得る。このほか、莊五郎宛の母親の書状や、伊達綱宗・伊達吉村および同夫人冬姫の小野氏宛書状など三十通余の書状がある。

なお、小野家文書としては、このほかに、前記莊五郎の入信前後における日記類や、ニコライとの往復書状などがあって、原蔵者が所蔵されているが、宗教上のご事情などのため今回の寄託史料からは除外することとなった。この分については、いづれ適当な方法により一括して、その全貌を保管・利用できるようにしたいと考えている。（総点数四五九点。原蔵者—東京都大田区西馬込一—一一—釘宮藤子氏）

農村文書 (三)

——年貢割付と皆済目録——

大野 瑞 男

村方文書を調査していると、最もポピュラーで大量に発見されるのは、年貢割付状の束であり、所によってはおれしか残されていない家さえあることは誰も経験されていよう。

近世においては、村が年貢徴収の責任を負わされる「年貢村請制」とっており、村民各戸への年貢割当とは年貢割付状に基づいて村(名主)が行なった。そして幕藩制の財政的基盤の中核をなすのが年貢である以上、各村で割付や皆済目録が大切に保存されたのは容易に理解されよう。

周知のように、年貢徴収法には検見取と定免があり、また検見取には畝引検見と有毛検見の方法がある。

検見取は毎年検見を実施し、稲の作況によって年貢額が変動するのであるから、毎年割付が交付される。これに對し、幕府領で享保期から施行された定免は、三・五・十年季など定められた年季内は初年季一紙の割付によって毎年定額を納入するのである。しかし凶年は享保期で四分までは五分、同十九年からは三分以上

損毛のさいは村方から検見を出願し、検見の結果その通りだとしたらばその年は定免を止め、破免にして別に割付が発せられるわけである。一方皆済目録は当然のことながら皆済後毎年発行されるのである。

さて年貢に関する村方文書は割付と皆済目録だけではない。以下に有毛検見取の方法による年貢割付から皆済までの手続きを述べてみよう。有毛検見取法は幕領における年貢増徴策として、延享期に勘定奉行神尾春央のもとで実施されたものである。

まず検見に先立って村方において内見帳を作成する。村役人と地主が立ち会い、字・地番・畝歩・地主を記入した帳簿に一筆ごとに、あらかじめ稲作毛を検査して坪当収穫量を記す。そして最後に有合毛すなわち内見坪当糧量ごとに反別を寄せ、それぞれ有合毛ごとに反別(坪数)を掛け合わせた集計が内見糧高となる。これを付出糧といい、有合毛総反別を毛付反別という。「田方立毛内見合附帳」とか「田方反別毛揃帳」

というのが、この内見帳であり、検見前に代官所に提出する。

代官所では検見担当の手代が内見帳合計を抜き手帳を作成する。すなわち前年租米をもとに糧量を出し(五公五民であれば四倍して算出)、内見帳の付出糧を引き、残り糧量を本年の毛付反別(坪数)で除せば、前年同様の租米にしたい場合の坪当刈出糧量が算出でき、たとえばそれが坪刈八合の当り合になるから八合よけい刈出せば前年作並みになるなど坪刈の腹案に備えるのである。

検見は田品区分を無視して、上毛・中毛・下毛の三段階で一か所ずつ坪刈をし、内見糧より多く刈出した糧の平均(干減二割を減ず)に毛付反別を掛け合わせ刈出糧の量を出し、刈出糧と付出糧を足せば総糧量となる。従って総糧の半額(五分摺で米となる)に免(租率)を掛けたものが租米額になるのである。

さて検見の坪刈帳をもとに田方租米の仮計算をした仮仕出・取箇仕出、無仕付・青立・水腐・早損・仕付荒など引戻や全引方に立つべき減租額を調査した皆無仕出をもとに下組帳を作成し、取箇帳の下調べとするとともに、検見後数日間に村方に仮免

き米金額を記した簡単なもので、割交付のさいは返還させる。

代官所では、全支配所を定免・破免・検見に区分し、国限・全支配所限に統計、本田・反高・見取・流作場等の地租を統括し、検見終了後三十日以内に御取箇帳を作成して勘定所に進達・経伺する。

勘定所では御取箇帳に多少の増しを付け、ほゞ代官の申告に近い額の取箇を決定して返す。これに基づき代官所では割付下帳を作り、各村ごとに年貢割付状を交付するのである。

畝引検見の場合には上・中・下田など位限りに検見坪刈をし、田品ごとに定められた根取米の坪当糧量より多い部分は無問にし、少ないときは損毛分を反別または石高に換算、反取は畝、厘取は石高を引くのである。

村方では各戸の村高・反別を名寄帳などによって記し、割付に基づいて年貢を割当てる。「年貢小割帳」などというのがこれで、取立てに當っては「年貢勘定帳」「同取立帳」「年貢米庭帳」などが作成される。年貢の納期は各筋によって翌年正月から七月までの中に定められているが、これは浅草御藏納めの期月であるから、各村の割付はそれより早く、大体は十二月十日などに決めら

れている。

代官所では村方へ通帳を渡し置き、年貢納入のさい手代が元帳と通帳に記入、押切印形する。村方へ手代が出張取立てのさいは小手形という請取書を渡す。年貢を皆済し右の通帳・小手形とも役所へ提出すると引替えに皆済目録が村方に渡される。これが村方皆済目録である。

皆済以後の年貢米金の措置についてはここでは省略する。

さて末尾に幕府領である遠江国榛原郡鳴村山田家文書の中から宝暦九年分の年貢割付と皆済目録を紹介しておいたので少しく解説しよう。

はじめに、割付では田畑取米に見取細取米を加えた租米に式升出目米がかつているが、これは一俵三斗五升入に二升の延べを掛け、すなわち五九二・七俵に二升を掛けて出る。

関東などでは本石計立と称して三五分の三七でいちいち計立を付すのと同じものである。御伝馬宿入用は高百石に六升であるが、鳴村は助郷村であるため、御蔵前入用・六尺給米が免除されている。

次に皆済目録をみると、御伝馬宿入用を除いた取米に納辻のうち三分一金納がなされ、残りが米納となっている。三分一金銀納は石代納であ

り、毎年初冬の上新米値段の平均相場を用いる。遠江は金谷・浜松・掛川・舞坂・袋井五か所の平均相場である。口米は代官所入用に宛てられたが、享保十年より別途支給され上納となったもので租米一石(石代納

を含む)に三升と定められている。以上で総計の納合になるのであるが、包歩銀は銀座の金銀改質・包代、下し賃は金納の江戸輸送費である。右の例は極めて簡略な部類であるが、もっと複雑な記載のものもある。

① 鳴村御年貢可納割付(宝暦九年)

卯御年貢可納割付之事

一 高四百四拾七石八升三合

此取 田高三百九拾式石八斗三升

式石七斗九升三合

内 三斗壹升七合

壹石六斗九升三合

式斗四升九合

小以六石式斗九升九合

残三百八拾六石五斗三升壹合

此取米百九拾三石三斗七升四合

同高五拾四石式斗五升三合

内 三斗七升三合

壹斗七升七合

小以五斗五升

残五拾三石七斗三合

此取米拾四石壹升四合

小以取米貳百七石三斗八升八合

外 一 畑壹反九畝廿五分

此取米五升九分

一 米拾壹石八斗五升四合

一 米貳斗六升八合

御伝馬宿入用

但当年助郷勤年二付六尺給米御蔵前入用除之

② 納合米貳百拾九石五斗六升九合

右者検見取当卯御成箇書面之通相極之条村中大小百姓入作之者迄不殘立会無高下割合之来ル極月十日限急度可皆済者也

遠江国榛原郡 鳴村

宝暦九年卯十一月 岩出伊右衛門

右村

名主 組頭 惣百姓

② 鳴村御年貢皆済目録(宝暦一〇年)

卯御年貢皆済目録

一 高四百四拾七石八升二合

一 米貳百拾九石三斗壹合

内 五升九合

拾壹石八斗五升四合

七拾三石壹斗

此永六拾三貫四拾文壹分

百四拾六石式斗壹合

一 米貳百五拾四文壹分

此永貳百五拾四文壹分

一 米六石五斗七升九合

此永六貫貳百三拾七文六分

納合 米百四拾六石式斗壹合

永六拾九貫五百三拾壹文八分

外永百八拾五文四分

包歩銀下シ賃共

右者去卯御年貢高掛其外上納米金等度々ニ相納令皆済二付一紙目録与小手形引替遣之候上者重而如何様之手形指出候共可為反故者也

宝暦十年辰三月 岩出伊右衛門

右村

名主 組頭 惣百姓

遠州榛原郡 鳴村

見取米 納辻 三分一金納

式升出目米

但 金壹兩二付壹石壹斗五升九合五勺八才

米納 御伝馬宿入用

但 金壹兩二付壹石五升四合七勺四才

但右同直段

博物館における文書館としての役割

能 嶋 紘 一

(石川県立郷土資料館
学芸員)

石川県立郷土資料館は、館の性格としては、「考古・歴史・民俗並びに自然に関する資料を、一貫した郷土の歴史の流れにそって展示公開するとともに、資料の蒐集・保管とそれにもなう調査研究を行う機関」を標榜する登録博物館である。

本館の建物は明治二四年に竣工され、翌二五年から第四高等学校として使用され、その後、金沢大学理学部・金沢地方裁判所として利用されて来た。そして昭和四二年四月、この建物の利用について種々審議がなされ、さきに記した性格を用する博物館として、設置準備事務局が設けられ、翌四三年一月三日をもって開館された。

このように博物館としての本館では、展示活動にまず重点が置かれることは当然である。したがって、常設展示として、第一室「狩猟から農耕へ」、第二室「古代の加賀・能登」、第三室「中世の社会と信仰」、第四室「城下町金沢」、第五室「藩政期の産業と交通」、第六室「藩政期の文化」、第七室「維新の変革と郷土」、第八室「明治の文化と教育」、第九室「大戦

と郷土の変容」、第十室「石川県の自然」、第十一室は本館の前身にちなんでの記念室として「四高の沿革」と以上一室を設けている。

他に展示活動としては年二回、常設展示の補足の意味をかねて、特別展示を催している。現在までに「郷土の中の明治」「七尾の歴史と文化」「金沢城」「郷土の海運」「郷土の絵馬」「郷土の古窯」「石川教育百年のあゆみ」「石動山の歴史と文化」の八回を重ねた。各々、期間は二か月間、展示室は二室を充てている。それらを合せた本館の総展示面積は約九〇五平方メートルとなる。

博物館の考え方からすれば、この展示面積の約二倍の収蔵面積が望まれるが、本館は開館時から心配していたのであるが、すでに狭隘で他に収蔵場所を求めねばならぬ現状となっている。

展示活動以外に本館では、他の博物館がおこなっているように、講演会の開催、白山麓・珠洲市の民俗調査等資料収集を併せた調査活動、「紀要」、「資料館だより」、「図録」の発行などの事業をおこなっている。

また本年度から館職員を中心とした講座の開催も予定している。

本館の当面する課題は非常に多いが、まず展示関係では、「石川県の歴史を目でみせる」を常設の展示方針に据えているが、いままでも多数の人に指摘をうけているが、「いついつても展示に変化がない」の苦言は、私共にとってはなほだ耳痛いが、石川県の歩んだ歴史が不変であり、資料にも制限あることから、一部の入替は可能でも、大幅な展示替は館の方針を根本的に改変せねばならぬことになろう。

それならば、展示方法を工夫せよとの御意見もあろうが、本館は国の重文の指定をうけており、内外ともに建物を大規模に工事することは許されぬ。したがって、夏は冷房装置がないため、大変暑いとの御叱りを頂戴している。

他にも問題は多いが、私の関係する文書に限って、博物館における文書館の性格ということに焦点を絞ってみたい。

準備室が設けられた当時、資料の収集活動は全て「展示できるもの」ということが前提であった。したがって展示できる文書とは、博物館に来る人がみて、わかりやすいということ、藩政期加賀藩の基本的資料としての文書、例えば「村御印」

年貢皆済状”、“知行宛行状”等々である。このような観点で県下の文書資料調査を短期間でおこなったわけが、文書が一点のみならず、その家文書として一括して借用なり、寄贈して頂くのがよいという、ごく当り前の事を考えてはいながらも、開館という時間的制約に追われ、また文書収集の基本方針を煮つめなかつた事を今更ながら残念に思う。

文書の展示にしても、美術品等とは異なり、ただ鑑賞に耐えうるのみでなく、理解してもらうためには、単に名札をつけるだけではすまされない。まず読み下しが必要となり、その文書の意味するところを解説するには、長文でなければならぬが、それでは来館する人にとってはわづらわしいだけで、ほとんどの人が読んでくれることは期待できない。

さて、四三年一月に開館して最初に手をつけねばならぬのは、資料(文書)の整理である。それまでに館に、寄贈・借用の型で受入れがなされた文書は、役所の事務手続きの点から、大ざっぱに数量を数えるなどの仮目録で受け入れられる。しかし、これでは折角寄贈して下さった方の好意にも反し、また調査、研究に利用できずただの死蔵となってしまう。

そこで、まず寄贈された文書の整

理・分類作業にとりかかり、四四年度分として、後藤家文書（旧加賀藩十村役文書）、四五年度分として、岩佐家文書（旧加賀藩十村役文書）、奥村家文書・小川家文書・樫田家文書・大地家文書（以上何れも加賀藩士文書）、小原家文書（加賀藩足軽家文書）、四六年度分として、村松家資料（雑種の収集資料）の各目録を発行した。

目録を発行したと記したが、これは文書目録として独立したものでなく、博物館の調査研究の成果を表する。「紀要」に文書目録を掲載したのであって、私共としては、別個の文書目録を予算的にも確保したいと思っている。

これら紀要として発刊された目録以外に、私共の手許に、なお二〇家ばかりの仮目録作製の文書があり、その他に研究用に、また個人で保管しては散佚の恐れがあるものを預かって整理を行いつつあることをつけ加えておきたい。

翻って言わせてもらえるなら、これら十分ではないが目録発行作業が、私共の館に文書館（古文書館）としての性質を、一般の方々が認めて下さった原因ではないかと思う。

しかし、この作業も、私を含めて

歴史関係学芸員二名と、補助者一名の計三名が、主として冬期間のみにそれにかかわれる。冬期間といったのは、他の時期は特別展示の準備や館事業のため時間がさけないからである。

こういった状態では、目標だった文書の収集・調査活動を行なえず、それ以上にいまままでに収集した文書の整理に追いまくられる現状である。したがって寄贈・借用文書を目録にすることのみならず、マイクロフィルム化や複写（機具はまだない）といった作業にまではとても手がおよばず、返還の時点であわてて写真に撮るといつたありさまである。

文書目録の作成は、一人の学芸員が整理・目録作成と簡単な解説をつけるには、せめて半年〜一年ぐらいの余裕がないと十分なものを期したいと私は思っている。そして、今までに発刊した目録も、図書館の十進分類といった定まった分類方法がないので、その担当者の独断の分類に陥ることは避けがたい。この点からも、全国の文書担当者が集まり、ある程度基本的な分類規定作成の必要を痛感する。

次に本館の収集の基本方針は、別にこれといってこだわるものはない

が、一応武家文書（時に下級武士及び陪臣）、地方・町方商業文書であるが、これは二名の学芸員の専攻も関係している。

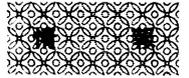
そして、最近の資料収集活動が、ブームともいえる夥しい市町村史の編纂事業、あるいは市町村の図書館・博物館施設との兼ねあいが問題となっているのは、いずれの県でも同様であろう。このことは単に役所のセクト主義のためと決めつけるだけでは解釈できぬ大きな問題を抱えている。また、これからの文書整理の作業は単に個人の力に負う段階ではなく、多くの人の組織だった分担作業とマイクロフィルム・複写器等機械力の活用をはかる必要がある。そのためにも「文書館」の設立が待たれるのである。

文書館については近年、各県で設立を耳にするし、本館にもそれらの方々、あるいはこれから設立しようという県の担当者の視察をうけ、うらやましいと同時に、本県での立遅れを痛感する。このことは、最近、地元紙の投書欄に「石川県における公文書の保存・活用はどうなっているのか」の記事でも分かるように、本県での公文書保存活動は著しく後進している。この投書は私共を含め

て関係者にとって耳の痛い文章であり、「文書館」の設立をうながす指摘に他ならないのである。

この指摘は反面私共にとって有難いものであった。私共の行っている文書館の活動といつても、本来のものと姿の違った、後退的なものであり、文書館としては積極性に欠け、任務を遂行するにはあまりに貧弱な体制であるからである。それだからこそなお、組織だった「文書館」を早急に設立せねばならぬと強く感じている。それにつけても、私共の活動が博物館としての活動であることはいまままで記して来たし、独立文書館の設立を願うのであるが、私共の指針であり、指導の場に立つ文部省史料館が、近年国文学研究資料館に含まれてしまったことは、詳細な事情を知らないで、誤解があるかもしれないが、「各県に文書館を」という動向に逆行するように思われて残念である。

以上、本館における文書担当者として、現状と問題点を述べて来たが紙数の関係もあって、十分いいえなかった点もあるが、大方の先輩諸館の御指導を御願ひしたい。



行政資料について

渋谷 哲成

(千葉県立中央図書館
郷土資料室司書)

現在、文書館という名称のもとに行政資料の収集保存を行なっているところはわずかしかなく、大部分は行政資料室とか図書館の郷土資料室とかで、不完全な形で収蔵されているに過ぎない。言うまでもなく、行政資料は近世文書等と類縁関係にある資料で、図書館とは異った独自のシステムのもとに管理されるのが最も望ましい。行政体の増大にともなう行政情報を知悉しておくことは、民主体制の基調底部を保障する重要な側面を成す。行政資料の必要性に對する認識は定着しつつあり、各地で文書館設立の動きや、資料そのものへの強い関心となつて立ち表われてきている。しかしながら、行政資料については、その総体が極めつくされているとは到底言い難く、収蔵機関でも各々が独自の基準によつて処理しているのが現状である。そのために資料群の全的な性質の解明と事務処理の具体的方策が早急に考えられねばならないと思うのである。

行政資料はいわゆる図書と概念規

定されるものと異つて、今のところ扱ひの相当面倒な資料である。特に行政文書と呼ばれ、簿冊形式が主要な内容を成す資料はそうである。内容も視点の差異により多様な相貌を示し、形式から見ても、これは刊本にも言えることだが、印刷方式の多様性、形態の保存不適格性、書誌的記載事項やレイアウトの不安定性等の特性を持ち、なかなか規定し難い面を多々持っている。また、行政体の構造を文書の生産面や保存面とからめて眺めるとき、今まであまりタッチされなかつたこともあり、一般化しにくいところがあろうし、明治期のものについては未だ解明途上にあるであらう。

具体的に言えば、行政資料の重要な問題は、分類コードの標準化にとどめをさすものと思われ。確かに標準化が果して必要か、という議論も成り立つ。分類の理想を言えば学問的な厳格な論理一貫性に裏打ちされている必要があるかと思ふ。

研究成果を待ち、厳格性を追求する

あまり、分類を将来の問題として残す損失はかなり大きいものではあるまいか。それよりも現在の研究成果と将来を見通した、行政実態に則した名辞を選択し、恣意的で弾力的な分類コードが作成される可能性はあるのではなからうか。おそらく分類コードとなれば大なり小なり恣意的な性質を持ち、事務上の合目的性と学問的合目的性の接点の調整妥協から生れうるに違ひないのである。何等かの統一的手法により、資料に到達できれば良いのであり、論理的厳密性から矛盾し遺漏する面は、多元的な補助検索手段で補完できうる。帰納的に待つというより、積極的な一つの先行プランのもとに、まず何等かの全的なコード作成が必要なのである。図書館界におけるNDCが、おそらく図書の主体化をもたらしえたように、行政文書についてもそれが期待できるのであり、派生的効果は、それ以前の種々な異見異論を飲み込んであまりあるものと考えられる。

NDCとは当然異つた独自のものである。明治期の文献でどうしても主題分類に適さないものがあれば、それは別扱いにする等、他の方法を探れば良い。

ともかく年々生産される行政資料は膨大であり、分類コードの標準化は最も現実的な問題である。そのために、近代史料研究者、行政当局、現場事務担当者、その他学識経験者等から成る明確な責任と権限を持つた研究協議会のような団体の設立を強く要望したい。いち早く理想通りのものが出来うとは思われないが、まず何かから出発しなければならぬのである。個々の研究者の成果を待つのは時間の無駄であらう。研究団体というような形があることが大切な点である。そこでは分類コードのみならず、多元的検索のための様々な手段の確立や、収集↓(分類)↓目録↓閲覧↓保管の事務の流れに沿つて生起するであらう問題点解明の一般の基準や通則が討議されるであらう。その過程で行政文書を始めて行政資料の実態は自ら浮び上つて来るであらう。

私は分類について言えば、理由は紙数の関係でここでは述べないが、種々欠点はあるにしても、主題分類を基本としたものでなければならぬものと思ふ。分類標目はもちろん

第十八回

近世史料取扱講習会に参加して

弘

格

(熊本県立八代東
高等学校教諭)

教職七年目。知識の切り売りと雑

用の多忙を理由にぬるま湯の生活を
送る毎日。生来のなまけ者で、必要
にせまられ、又は周りに刺激されて
のみ勉学をしていた私にとり郷土史
をやらなくとも仕事にさし障りがな
く、誰もあまり干渉してくれないの
を良い事にして、先達の御苦労され
た華のみを摘んできた。そしていつ
しか教室で勝負するという大義名分
を覚えて郷土史発掘の作業を怠っ
てきた。

しかし考古学の如くに発掘しつつ
学ぶシステムは近世古文書の場合確
立していないし規模も小さい。とく
に古文書解説という初步にして大難
関があり、やりたいけれどもなかなか
かとりかかり難い。日頃の怠学と浅
学非才のため、訪問すれば親切に指
導してくれる在郷の大家の門をたた
くのが気遅れし、自学自習は相当の
気力の充実が必要である。

そんな訳で遠のいていた六年間で
あったが、わずかに残る近世史への
情熱が間欠泉みたいに湧きあがって

は怠惰を自己批判させた。

こんな時近世史料講習会がある事
をはじめて知り、促成教育機関が初
歩の入門講座の感覚で受講を希望し
た。近世史料の何たるかから始まり
高度の専門的知識の講義は大学での
授業を思い出して久しぶりに緊張し
て学生気分を味わった。地方史料、
町方史料、藩政史料、幕政史料等の
解説や解説、利用法についての講義
は一つの具体例をあげて説明し、今
後試行錯誤をくりかえしながらこの
道に踏みこむ者にその糸口を与えて
くれた。

だが古文書解説、地域特有の用語
等はやはり地道に苦勞して勉強しな
ければならぬ事を再確認させられた。
講習を終り、学校で7、8名の生徒
を集めて会での史料や私の古文書
を読ませてみる事にした。教室で勝
負するの美名にのがれて郷土史発掘
の作業を怠ってきたが、誰かがせね
ばならず、又、少しは講習会参加者
としての義務感からまず生徒に古文
書を握らせてみた。なじめないから

か会員はすぐ半分に減ったが時代背
景や内容、特色等を説明してやると
古文書との異和感が薄らぎ、残りは
定着した。今は史料解説と平行して
歴史に興味をもたせ、この研究会を
定着させるため史料探訪もやってい
るのでなかなか練習の時間がとれず、
私の雑用も重なって遅々としている。

今のところの目標としては生徒が
古文書になじみ、その価値を理解し、
発見した場合には保存や、しかるべ
き人への連絡等適切な処置をとれる
ようになってくれれば良いと思っ
ている。

古文書に対する自己研修を考えて
みると熊本県立図書館で周一回平日
に解説講習会があるが授業の関係上
出席出来ず、他にも二、三あるが怠
けて飛びこまず、今のところ史料と
ニラメッコして独学より方法はない。
それをいかに多く行うかの問題だが
一人だとなかなか進まない。やはり
多くの仲間を得る事だろう。史料館
の講習会には四十人参加したが地域
に帰れば各個バラバラとなってしまう。
少くとも四十人が連帯する事と、
地域に帰って、大工さんと誼を通じ
ておき改築等で史料が出たらとんで
いく人や、旧家の蔵をみつけたら自
ら入って探しまわるような先輩がい

るので、とびこんで指導をうける事
だ。心良く話をしてくれたが、土地
の事情を過去、現代にわたって知ら
ねばならず、中央史と結びつけてす
ぐ考えようとするので道ははるかに
遠い。

最後にこの講習会への希望だが今
後は図書館司書用と、その他の地方
史編纂者や現場教師を区別して講習
を行った方が良いと思う。欧州のよ
うな古文書士の設置が不可能な現時
点では図書館で史料の採集までは手
がまわらないだろう。そうすると史
料の保存、保管を主目的とした図書
館関係者と、史料の発掘や民俗学的
見地からの民話、民俗資料の採集を
行う人への指導は実質五日間の講習
会では無理ではなからうか。両者は
大いに関連があるのでともに必要な
のであるが今度の日程では盛り込
みすぎてどっちつかずになってしま
った嫌いがある。又、近世史の優秀な先
生が県内に沢山いるし研究会もある
が考古学関係者よりは少ない。一方
では私の如く消極的に身構えている
歴史教師がいる。講習会は大変刺激
になり役に立ち深く感謝しているが、
史料館はこの範囲を広げて古文書に
たずさわる人を発掘し、底辺をもつ
と広げる努力をしてもらいたい。

昭和四七年度 新収史料紹介 (四)

⑤ 稲葉家 中 諸家文書

本文書は、次の田辺家文書とともに、当館が受託した稲葉家文書(本誌前号二頁参照)を補充するために収集したものである。

本文書の成立は、明治一八年に旧淀城内に稲葉神社を創設した旧藩士の有志が、各自の家に伝わる史料を持ち寄ったものという。旧藩士が稲葉神社を中心に集るとともに、後に澁城温故会という淀藩ないし稲葉氏についての歴史研究団体に発展したような気運が、家伝の史料を少しずつ供出していった、自然に稲葉神社が史料の集積所となり同時に保存所となったものであろう。従って、本文書はこれまで稲葉神社所蔵文書と呼ばれて来たようであるが、神社の創建年代や史料の性格などからみてもくに現在では保管の確実を期すために史料を神社から田辺陸夫氏宅に移動してある事情も考えて、今回の収集に当っては表記の如き文書名とした。

収集史料としては寛永一八年から天和三年に至る「永代日記」(一部抜書を含む)が小田原在藩時代の稲

⑥ はフィルムによる収集を示す

葉氏の動勢を示すものとして注目される。このうち法令類を中心とする

抜萃は「神奈川県史・資料編4」に錨刻され、また同書の回報「神奈川県史だより」第2号に田辺陸夫氏の

「永代日記と田辺家」という詳細な

解題が収録されていることを付記しておく。次に享保八年の所領替(下

総佐倉から山城淀へ)に関する一連の史料と、それ以後の数次の郷村高帳は、淀領の引継と変遷を具体的に示すものとして有益である。このほか、稲葉家の系譜類や稲葉氏と関係

の深い春日局系譜、初期の条目など数点の補足史料を収録した。現蔵者

稲葉神社、保管は田辺陸夫氏。次項参照。収録点数九一。(一一一リール・八二六一コマ)

⑥ 稲葉家 中 田辺家文書

本文書は、淀藩主稲葉家の家中である田辺家に襲蔵された史料の一部を収録したものである。

田辺家は、慶長六年以来の稲葉家の家臣として重きをなし、寛保三年には四家(シケ)の一に定められて家禄は始め二千石、後には三千五百石を受けたこともあり、維新の際は

淀藩大参事に任ぜられている。

今回の収録は、田辺家に関するものを中心に行い、回家の系譜由緒類

や歴代藩主から受けた知行判物、前述の四家に申付けられた御書付、田辺氏初代信吉の旧記・遺言状、同二代信堅(号空心)の書状などを収めた。このほか、稲葉正勝・同正邦の書状や比較的早い時代の分限帳などをこれに加えた。同家には藩主からの直書状など多量の史料が所蔵されており、別の機会にそれらを追加収録すべきものと考えている。

なお、前項の諸家文書を保管されていることと合せて、本文書の収録にご協力下さり、貴重なご助言をいただいた所蔵者田辺陸夫氏に対し、改めて感謝の意を表する。現蔵者

京都市伏見区淀下津町九一 田辺陸夫氏。収録点数四一。(二リール・一一〇五コマ)

⑥ 肥後国 岡崎家文書 熊本

肥後藩細川家の城下熊本屋町に居住した商家岡崎家は酒造(兼揚酒屋)を本業とし、併せて質商を兼営する(屋号は市原屋)。傍ら中古町別当役(町役人)を勤め、何時の頃からか士席浪人格、のち文政七年寸志銭献上によって知約五〇石三〇人

扶持を給せらる。また文政以降藩の産物方請込御用として、諸品の直仕入御免株を受け、上方筋交易に従事した。明治に至り、当主唯雄は明治

二三年商業会議所初代会頭に就任、のち政界に進出、明治三三年県会議員を辞して同年九月衆議院議員(熊本選挙区)に当選し、二期を勤む。今回収録した史料は、永代日用帳(安永九一明治四一年)九冊、諸願諸達控(文政二—安政五年)一冊、寛帳(文政三—安政五年)一冊。内容は上記の公務・商用・家計・冠婚葬祭等万般に亘る記録類で、とりわけ、藩政時の国産方に関する諸令達、願

・届書等の控類は、幕末期の肥後藩の経済政策と城下町商人の対応などが窺われて興味深い。現蔵者

東京都台東区北沢一三七 岡崎秀生氏(二三リール、七八八四コマ)

⑥ 甲府 坂田家文書 町年寄

武田氏の天正年中より町検断役を勤め、徳川氏の文禄—慶長頃甲府御代官、以後町年寄を世襲した(但し元禄一〇—享保三年の間一時退役)同地の名家坂田家に伝来する延宝六年から寛政一〇年迄の御用留四〇冊、寛政一一年—文化五年の御用

日記一〇冊、宝暦四年の公事訴訟留元禄三年九月町絵図(宝暦四年写)、甲斐御城下之図各一鋪を収録。なお同家文書は昭和三三年六月県文化財に指定されている。||現蔵者、甲府市大和町七番一号 坂田季吉氏(一五リール、八六〇六コマ)

⑤ 山梨県立 頼生文庫史料
図書館所蔵

前記、坂田家御用留の欠年分を補なう意味で、同地の郷土史家萩原頼平氏の蒐集にかかる頼生文庫のうち坂田家と共に甲府町年寄役を勤めた山本家旧蔵の御用留(享保元年以降、寛政三年迄)四四冊を収録した。(一九リール、一二〇〇五コマ)

⑥ 山梨県立 甲州文庫史料
図書館所蔵

郷土出身の功刀亀内翁が生涯の事業として蒐集されたといわれる甲州文庫は、甲州に関する史料の膨大な集積であって、村方史料等に比して概して散逸度の高い町方史料だけに限定しても、稀有と云つても過言ではない程、密度の高いものであり、嘗て散逸した天正以降からの坂田家文書等も相当量混入している。

今年度の甲府町方史料の採集は、上記町年寄御用留の収録に手一杯であったため、その極く一部分を収録

したに過ぎず、殆んどは次年度以降に譲らざるを得なかった。すなわち今年度収録した史料は、寛文二年の甲府古府中町数家数間改帳、元禄一二年窪町切支丹宗門改帳を初めとする軒役・戸口関係史料、宝暦以降の他国鎌出入一件・由緒書上・仲間定法書等の甲府鍛冶職に関するもの、甲州・信州米の集散地として同町穀屋の在り方を示す元禄期の書上帳、享保一四年から宝暦八年に至る諸色相場書(町年寄担)等の町政関係史料のほか、参考として、甲府宰相時代の家中分限帳、柳沢在封時の御家中御役人付(享保四年)及び柳沢氏の大和郡山転封後、幕府直領となつて在勤した甲府勤番士のための蔵宿札差史料・甲金記ほか甲州金に関する史料等。(二リール、一〇三九コマ)

⑦ 河内国 甲斐田村竹内家文書
交野郡

竹内家文書と、次に記する小原家文書は共に大阪府枚方市史編纂室に寄託されている文書である。撮影を許可された竹内俊男、小原栄一郎両氏、市史編纂室にかかわらず撮影を許される実施に当って種々お世話下さった市史編纂室、及び紹介の労を惜まれなかった黒羽兵治郎氏に紙上

を借りて深甚の感謝を申上げる。さて竹内家文書は甲斐田村の庄屋文書であり、同家は片鉾村の庄屋を兼帯したのでこれを含んでいる。なお甲斐田村は高五七九石余、片鉾村は高五石余で共に枚方宿大助郷を勤めている。

今回はその一部を撮影したが、内容は明細帳、土地関係、五人組仕置帳、宗門御改帳、人別書上、御触留願書などである。時期は土地関係が前期で、他は幕末のものが多く、一四三冊、五通、(六リール、三四一七コマ)、現蔵者大阪府枚方市甲斐田町二五番六号 竹内俊男氏

⑧ 河内国 野村小原家文書
交野郡

本文書は野村の庄屋文書である。その一部を撮影したが、内容は御仕置五人組帳、小掛り帳、宗門関係、絵図面、名寄帳、触留、免状、割付、皆済目録、納帳、用水関係、池普請、万覚日記などである。時期は寛文期から天保に至る。村高は一八五石余である。一〇二冊、一九〇通、一綴(五リール、二二八〇コマ)、現蔵者大阪府枚方市大字野五一四番地 小原栄一郎氏

⑨ 河内国 長田村中家文書
若江郡

田中家文書と木田家文書は共に、東大阪市史編纂室に寄託されている文書である。撮影を許可された田中惣一郎氏、木田孝雄氏、市史編纂室にかかわらず撮影を許される、種々便義をはかつて下さった市史編纂室、それに紹介の労を惜まれなかった黒羽兵治郎氏の諸氏に感謝したい。

田中家文書は長田村大方分の庄屋文書である。大方分は高四九七石余である。今回はその一部を撮影したが、内容は五人組帳、宗門改帳、家数人数家帳、人別増減帳、家数人別牛馬員数帳などであり、年代は大略文化―嘉永期である。七〇冊(八リール、四六五五コマ)、現蔵者大阪府東大阪市長田一四五八番地 田中惣一郎氏

⑩ 河内国 近江堂村木田家文書
若江郡

木田家文書は近江堂村の庄屋文書と、同家が大和川の付替による新田の河内国洪川郡金岡新田の庄屋を兼帯したのでこの分を含んでいる。村高は前者が高四六〇石余、後者が高二〇九石余である。

なお前記の田中家文書と本文書は「布施市史」第二巻に利用された事がある。

今回はその一部を撮影したが、内

容は明細帳、五人組改帳、宗門御改帳、切支丹宗門御制禁寺請帳、家数人別増減帳、寺院人別書上帳、明治期若江郡人員出入御届、検地・地並帳、取締請印、威鉄炮、貯夫食などにわたり、年代は大略文政一幕末期である。九九冊、五通、(七リール、三九五七コマ)、現蔵者 大阪府東大阪市近江堂五五六 木田孝雄氏

彙報

○昭和四七年度彙報(その二)

一、史料の収集

仙台伊達家中小野家文書を受託(別項三ページ参照)したほか、淀稲葉家中諸家文書・同田辺家文書の大名家中史料、肥後岡崎家文書・甲府坂田家文書および山梨県立図書館頼生文庫・甲州文庫の町方史料・商人史料、河内国竹内家文書・小原家文書・田中家文書・木田家文書の村方史料のマイクロフィルムによる収集(別項一〇一―一ページ参照)をおこなった。

二、近世史料目録の調査

昭和四五年度以降、各地の既調査の近世史料目録の調査・収集を実施してきたが、本年度は寄贈・購入により約五〇冊、複写コピーで二八冊の目録を収集した。詳細は別項三ページ参照。

三、定期刊行物の発行

1 『史料館所蔵史料目録』第二十一集として「播磨国屋形池田家文書」の旗本文書約三〇〇点、「三河国額田郡深溝村八田家文書」旗本板倉氏支配所関係史料約二〇〇点、「旗本船越家利州御用場文書」約一〇〇点、「上野国佐波郡東小保方村萩原家文書」旗本久永氏陣屋元史料約六〇〇点を収録。

2 同第二十二集に「伊豆国君沢郡内浦長浜村大川家文書」漁村史料約五〇〇点を収録。

3 『史料館研究紀要』第六号

収録論文は次のとおり。
会津藩前期の財政構造

―半石半永制の再検討―

鶴岡 実枝子

幕府勘定所勝手方記録の体系

―幕府財政史料の類型論序説(その二)―

大野 瑞男

江戸六組飛脚屋仲間について(続稿)

藤村 潤一郎

濱百姓

踏み鋤の二系列

―や、用具論的に―

中村 俊亀智

4 『史料館報』第十八号(本号)

○評議員会

昭和四八年一月二五日、如水会館において同文学研究資料館評議員会の総会および尚部会が開かれた。総会において、管理運営に関する一般的事項、昭和四七年度の事業の進行状況、昭和四八年度の予算、庁舎の建築工事等について評議がなされた。

―お知らせ―

史料の閲覧利用について

前号でもお知らせしましたように四十七年度から三カ年計画で、書庫・研究棟・管理棟などの新改築を進めておりますが、この工事の進行にともなう、史料を移動する必要から所蔵および保管史料の閲覧利用を一時停止しなければなりません。利用者のご便宜を考慮して、期間の短縮や対象史料の選定などにてできる限りの努力はいたしますが、今年後半ごろには、部分的に(一部の史料の)閲覧停止となる予定です。期間・対象史料などの詳細は決定次第お知らせしますが、右の時期以降において当館の史料の閲覧利用を予想される方は、当館へ事前にお問い合わせ下さるようお願いいたします。

昭和四十八年三月

閲覧業務停止のお知らせ

書庫内換蒸の実施にともない、左記の期間の閲覧業務を停止いたしますのでお知らせいたします。
五月一八日(金)から同二二日(火)まで

第十九回(昭和四八年度)近世史料取扱講習会の実施予定について

一、第一会場(東日本地区) 東京都

千代田区霞が関 国立教育会館

期日 九月一七日(月)―二十二日(土)

二、第二会場(西日本地区) 京都市

左京区下鴨 京都府立総合資料館

期日 一〇月一五日(月)―二〇日(土)

なお講習内容・講師・申込方法などについては、大学・地方公共団体などを通じて、おって連絡される。

史料館報 第一八号

昭和四八年三月三十一日発行

編集・発行

東京都品川区豊町一ノ六〇三

国文学研究資料館内

国立史料館

電話(七八三) 九一〇六代

印刷所 三恵出版印刷株式会社

東京都千代田区神田神保町一ノ二
電話(二六一) 一四四三番